

◎新潟県告示第637号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月17日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桜本町薬局	上越市本町3丁目1-8	令和4年4月1日
有限会社 ケンコー薬局	上越市大潟区潟町389番地4	令和4年4月1日
としみ眼科医院	三条市興野一丁目16番30号	令和4年2月28日
加茂市訪問看護ステーション	加茂市石川2丁目2473-1	令和4年3月31日
家田医院	阿賀野市中央町1-11-24	令和4年3月31日
滝澤耳鼻咽喉科医院	燕市吉田旭町4丁目1番20号	令和4年3月31日
金子歯科医院	三条市北四日町9-9	令和4年3月31日
新潟県厚生農業協同組合連合会 瀬波病院	村上市瀬波温泉2丁目4番15号	令和4年3月31日